

〔 令和 7 年 7 月 24 日  
労働委員会事務局 〕

## 不当労働行為救済申立てに対する命令について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（全部救済）を決定し、令和 7 年 7 月 24 日、当事者に命令を出しました。

### 1 事件の概要

#### (1) 当事者

申立人：X組合

被申立人：Y法人

#### (2) 申立て日

令和 6 年 8 月 16 日

#### (3) 内容

X組合は、Y法人が、組合員がY法人職員から受けたとする誹謗・中傷等を団体交渉事項とした団体交渉要求に応じなかつたことは労働組合法第 7 条第 2 号の不当労働行為（団体交渉拒否）に該当するとして、団体交渉要求に誠実に応じること並びに謝罪文の手交及び掲示を求めて救済を申し立てた。

#### (4) 爭点及び当委員会の判断

団体交渉要求に対するY法人の対応が、労働組合法第 7 条第 2 号（団体交渉拒否）の不当労働行為に該当するか。 ⇒ 当たる。

### 2 命令の概要

#### (1) 主文の要旨

ア Y法人は、X組合からの団体交渉要求に対して、命令書を受領した日から 2 週間以内に応じること。

イ Y法人は、本命令書受領日から 2 週間以内に、団体交渉拒否に係る謝罪文を、X組合に手交するとともに特別養護老人ホーム A の正面玄関の職員が見えやすい場所に 2 週間に掲示すること。

#### (2) 理由

X組合の団体交渉要求後、約 2 か月半、団体交渉は行われていないから、Y法人が団体交渉要求を拒否していることは明らかである。また、Y法人が団体交渉を拒否したことにつき、正当な理由は認められない。

したがって、Y法人の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否として、労働組合法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当する。